

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交指発第49号、丁規発第33号
令和6年3月18日
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通規制課長

自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について

大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車(以下「自動二輪車等」という。)に係る放置駐車違反の取締りについては、「自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について」(平成31年3月25日付け警察庁丁交指発第56号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、今般、新たに下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 基本方針

自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りについては、駅周辺、商店街、繁華街など自転車、歩行者等の交通が輻輳し、市区町村が条例に基づいて放置自転車等の撤去等に取り組んでいる地域や、歩道、視覚障害者誘導ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を阻害している地域など、当該地域の交通の安全と円滑を図る観点から、放置駐車違反に対する取締りが要請されている地域を重点として行うこと。また、その他の地域においては、自動二輪車等の駐車実態を勘案の上、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、これらの違反の取締りを推進すること。

2 駐車監視員による確認事務

上記1の基本方針に基づいて、駐車監視員が自動二輪車等に係る放置車両確認等を行うために重点的に巡回する地域については、原則として、駐車監視員活動ガイドラインに「自動二輪・原付重点地域」を指定し、公表すること。また、駐車監視員活動ガイドラインの見直しに合わせ、「自動二輪・原付重点地域」についても、地元商店街、自治会等地域の意見要望、道路交通環境、自動二輪車等の駐車需要の実態等を勘案した上で、年1回以上の見直しを行うこと。

なお、「自動二輪・原付重点地域」については、地域の実情に応じ、看板の設置や警告ビラの取付け等の広報を十分に行うなど、広く住民等に周知を図るよう努めること。

3 自動二輪車等に係る駐車環境の整備

自動二輪車等に係る駐車環境の整備は重要な課題であることから、交通規制部門においては、放置駐車違反の指導取締り活動等を通じて得た情報の共有を受けるなど、交通指導部門と緊密に連携しながら、「地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた継続的な取組の推進について」(令和4年3月24日付け警察庁丁規発第21号)に基づき、関係機関等に対する自動二輪車等が駐車可能な駐車場の整備等の働きかけや、自動二輪車等に配慮した駐車規制の見直しを推進すること。